

証券コード：3370

2020年6月9日

株 主 各 位

北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号
株式会社フジタコーポレーション
代表取締役社長 遠 藤 大 輔

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 若草の間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第42期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト（<http://www.fujitacorp.co.jp>）

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移していたものの、自然災害も多く、また、新型コロナウイルス感染症の発生等、先行き不透明な状況で推移しております。

当社が属する飲食業・小売業におきましては、企業間の競争の激化に加え、原材料価格の上昇、慢性的な労働力不足や、新型コロナウイルスによる影響等、依然として厳しい環境で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイズ本部として、また、タピオカドリンク専門店「瑪蜜黛（モミトイ）」及び「らーめんおっぺしゃん」の北海道・東北地区本部として加盟店を募集し、「かつてん」3店舗並びに「瑪蜜黛」6店舗の加盟出店をした結果、加盟店舗数が12店舗となりました。加盟店の出店だけでなく、自社運営の「かつてん」、「瑪蜜黛」の店舗も出店し、フランチャイザービジネスと自社の店舗運営の両立を目指してまいりました。

当事業年度末における当社の展開業態は15業態、稼働店舗数は71店舗（前事業年度末、17業態73店舗）となりました。不採算店舗及び事業を閉鎖して展開業態を絞り、採算事業店舗の出店に特化したこと及び既存店舗の業績の緩やかな回復により順調に推移していたものの、2020年2月より新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う店舗の営業自粛や営業時間短縮の影響による業績悪化が著しく、当事業年度の売上高は4,628,193千円（前事業年度比8.2%増）、販売費及び一般管理費の低減に努めたものの、営業損失7,370千円（前事業年度、営業損失77,065千円）、経常損失17,347千円（前事業年度、経常損失93,658千円）、当期純損失103,873千円（前事業年度、当期純損失142,592千円）となりました。

当社は、2014年4月に策定した経営改善計画に基づき、不採算店舗及び事業からの撤退や業態変更を進め、店舗及び事業の整理に一定の目途がついたことから、慎重な判断のもと、新規出店、業態変更、大規模改装等に少しずつシフトし、店舗数及び事業規模の回復を図ってまいりました。

当事業年度より始まりました新たな経営改善計画においては、2016年3月に株式会社アスポート・ダイニング（現 株式会社JFLAホールディングス）と締結した「業務資本提携契約」をもとに、共同事業として進めてまいりました、当社のオリジナルブランドであります「かつてん」のフランチャイザー事業、また、「らーめんおっぺしゃん」並びにタピオカドリンク専門店「瑪蜜黛」の北海道・東北地区のエリアフランチャイザー事業の拡大、更に既存又は新規業態の新たな店舗展開の双方で収益を確保することで収益体質を確立してまいります。

当事業年度は新規5店舗及び業態変更により2店舗を出店したものの、9店舗を閉店し、前事業年度末に比べ2店舗減少したものの、当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ8.2%増加いたしました。しかし、2020年2月から新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う店舗の営業自粛や営業時間の短縮の影響による収益の減少が著しく、営業損失7,370千円、経常損失17,347千円、当期純損失103,873千円となり、収益改善には至りませんでした。また、当社の有利子負債は2,515,911千円と総資産の80.4%を占め、依然として手元流動性に比して高水準であるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあります。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、以下のとおり当該重要事象等を解消するための対応策を実施しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

事業面におきましては、期間限定商品やサービスの訴求、スマートフォンのアプリやクーポンを使用した効率的な販売促進活動による収益確保と販売管理費及び設備投資の抑制等のコスト削減を両立し、収益力の強化に努めてまいります。当社のオリジナルブランドであり、フランチャイザーとして加盟店展開しております「かつてん」の積極的な加盟開発及び加盟店出店を進め、フランチャイザー事業を当社の収益の柱となる事業へと成長させてまいります。また、株式会社JFLAホールディングスと飲食事業、卸売事業、製造・販売事業を組み合わせた販売コストの削減及び新規事業展開を進めてまいります。

しかしながら、2020年2月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大による業績に与える影響は大きく、その収束の時期や収束後の消費活動の見通し等是不透明であり、財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響を合理的に算出することが困難な状況が生じております。当社はこの状況下において、顧客や従業員等の健康面の安全に万全な対策を講じるとともに、各自治体の要請にも応じながら、来店客数の減少に伴う売上高減少への対策として、テイクアウトやデリバリーサービスへの注力を開始しております。資金の流出を最小限にしながら収益の改善に努めており、既に一定の改善を確認している状況にあります。

資金面におきましては、当社の主力取引銀行の支援のもと、取引金融機関に対し、長期借入金元本返済の更なる緩和要請を行っており、当面の返済猶予について既に同意を得ております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による今後の資金面に与える影響に関しても、主力取引銀行と適時状況と情報を共有しており、今後の状況変化に応じた柔軟な支援体制を得られる見込みであります。

当該金融支援及び事業遂行により、財務体質の改善を図ってまいります。

当社の事業であります飲食業及び小売業は、長期的な見通しを踏まえた事業展開が必要であり、そのためには安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図ることが重要な課題であると考えております。収益体質の強化・充実と今後の事業展開に備えるため、内部留保に努めるとともに、株主の皆様への利益還元として業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。誠に遺憾ながら、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。今後、復配に向けて鋭意努力してまいります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

<飲食部門>

当事業年度の飲食部門におきましては、フランチャイジー事業はフランチャイズ本部主導の新商品の投入や販売促進活動を、オリジナルブランド事業は季節限定商品の開発・販売を継続し、スマートフォンアプリやクーポンを発行し、特定商品を訴求することで客単価増、リピート顧客の獲得、売上増に努めてまいりました。

飲食部門の当事業年度末の店舗数は前事業年度末より1店舗減少し、65店舗となりました。当事業年度の売上高は4,103,093千円（前事業年度比12.0%増）、セグメント損失9,882千円（前事業年度は、セグメント損失76,847千円）となりました。

<物販部門>

当事業年度の物販部門におきましては、飲食部門と同様にフランチャイズ本部主導によるスマートフォンアプリやクーポンを使用した販売促進活動に加えて、来店顧客向けの店内イベント開催や、季節商品訴求のための売場づくりを行って、季節やイベントに合わせた商品提案を実施してまいりました。

物販部門の当事業年度末の店舗数は前事業年度末に比べて1店舗減少し、6店舗となりました。店舗数が減少したものの各種経費削減が功を奏し、当事業年度の売上高は525,100千円（前事業年度比14.4%減）、セグメント利益2,512千円（前事業年度は、セグメント損失217千円）となりました。

<セグメント別売上高>

セグメントの名称		当事業年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		前事業年度 2018年4月1日から 2019年3月31日まで		前期比率 増減率
		売上	構成比	売上	構成比	
飲 食 部 門	フランチャイズ事業	3,421,192千円	73.9%	3,070,853千円	71.8%	11.4%
	オリジナルブランド事業	681,900	14.8	592,764	13.9	15.0
	小 計	4,103,093	88.7	3,663,617	85.7	12.0
物 販 部 門	フランチャイズ事業	525,100	11.3	613,242	14.3	△14.4
	小 計	525,100	11.3	613,242	14.3	△14.4
合 計		4,628,193	100.0	4,276,860	100.0	8.2

(注) セグメント区分は(4)主要な事業内容と同様であります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資総額は117,755千円で、その主なものは以下のとおりであります。

イ. 当事業年度に完成した主要設備

飲食部門 開店、店舗改装

ロ. 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

飲食部門 閉店、譲渡

物販部門 閉店

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第39期 (2017年3月期)	第40期 (2018年3月期)	第41期 (2019年3月期)	第42期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	4,732,774	4,537,283	4,276,860	4,628,193
経 常 損 失 (△)(千円)	△84,517	△22,111	△93,658	△17,347
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△194,259	13,044	△142,592	△103,873
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△135.70	7.64	△97.02	△64.23
総 資 産 (千円)	3,668,735	3,467,650	3,285,120	3,131,147
純 資 産 (千円)	62,404	57,645	37,470	18,803
1株当たり純資産額(円)	△27.38	△32.05	△41.95	△51.23

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、原材料及び人件費をはじめとする販売管理費等の高騰や同業他社との競争により、引続き厳しい経営環境となることが予想されます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、店舗の営業自粛や営業時間短縮を余儀なくされ、今後の予測が困難な状況にあります。

このような状況のなか、当社は飲食部門・物販部門共に、店舗運営コストの見直し及び削減や、収益性・立地その他の条件を考慮し、慎重に判断したうえで店舗展開を進めるとともに、当社のオリジナルブランドの「かつてん」のフランチャイザーとしての事業運営に力を入れ、店舗運営と事業運営の2つの柱となるように努めてまいります。

事業部門共通の対処すべき課題は、次のとおりであります。

- ① 次期を担う人材の確保、育成
- ② フランチャイザーとしての事業体制の確立と収益化
- ③ 既存店舗の収益力回復
- ④ 新規出店及び既存店舗の業態転換

株主各位のご期待に応えられるよう、経営基盤の充実・強化並びに更なる企業価値の拡大に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は飲食部門をフランチャイジー事業並びにオリジナルブランド事業の両軸をもって、物販部門はフランチャイジー事業を展開しております。セグメント及び業態別の主要な商品、サービス等は以下のとおりであります。

① 飲食部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
フランチャイジー事業	
ミスタードーナツ	ドーナツ・パイ
モスバーガー	ハンバーガー
はなまるうどん	讃岐うどん
暖 中	中華料理
ベビーフェイスプラネット	バリ風カフェレストラン
らーめんおっぺしゃん	熊本ラーメン
瑪 蜜 黛	タピオカドリンク
牛 角	焼肉
オリジナルブランド事業	
か つ て ん	かつ井・天井

② 物販部門

ブランド名	主要な商品・事業内容等
フランチャイジー事業	
スペースクリエイト自遊空間	アミューズメント複合カフェ

(5) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 本 社 北海道苫小牧市若草町5丁目3番5号

② 店 舗

セグメントの名称	業 態 名 称	地 域	店舗数
飲食部門	フランチャイジー事業	北海道地域	15店舗
		東北地域	8店舗
		北海道地域	5店舗
		北海道地域	1店舗
		東北地域	1店舗
		北海道地域	1店舗
		東北地域	1店舗
		北海道地域	5店舗
		北海道地域	1店舗
		東北地域	1店舗
	北海道地域	3店舗	
	東北地域	3店舗	
	北海道地域	1店舗	
東北地域	3店舗		
オリジナルブランド事業	か つ て ん	北海道地域	5店舗
		東北地域	5店舗
物販部門	フランチャイジー事業	関東地域	3店舗
		北海道地域	3店舗
		東北地域	1店舗

(6) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108(497)名	－名－ (11名減)	38.3歳	8.9年

② セグメント別の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前事業年度末比増減
飲食部門	75 (451)名	－名－ (4名減)
物販部門	7 (43)名	1名増 (6名減)
全社(共通)	26 (3)名	1名減 (1名減)
合計	108 (497)名	－名－ (11名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は総労働時間を1日7.5時間/人(当社就業規則による実働時間)で換算し、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	1,164,660千円
株式会社北洋銀行	419,087
株式会社商工組合中央金庫	257,804
株式会社日本政策投資銀行	204,738
株式会社みずほ銀行	173,703
株式会社七十七銀行	111,440
苫小牧信用金庫	101,221

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
2019年11月29日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

第3回新株予約権

新株予約権の総数	400,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 400,000株
新株予約権の払込金額	1,296,000円
新株予約権の払込期日	2019年12月23日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額931円
新株予約権の行使期間	2019年12月24日から2020年12月23日まで
新株予約権の行使の条件	1個未満に分割して行使できない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をEVO FUNDに割当てた。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	藤田 博章	株式会社フジックス代表取締役社長 北海道 I R 株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	遠藤 大輔	株式会社 J F L A ホールディングス 事業開発部長 株式会社アスラポート取締役 株式会社スティルフーズ取締役 株式会社 T B ジャパン取締役 株式会社 BENOIT JAPON 代表 取締役社長
専務取締役	清水 清作	経理・総務管掌
取締役	齊藤 隆光	株式会社 J F L A ホールディングス 取締役 茨城乳業株式会社監査役 T&S Enterprises(London) Limited 監査役 S.K.Y. Enterprise UK Limited 監査役 株式会社小僧寿し監査役 九州乳業株式会社取締役 Atariya S.K.Y. GmbH 監査役 Sushi Bar Atari-Ya Limited 監査役 Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 Atariya Horeca B.V. 監査役 Atariya Foods Limited 監査役 株式会社スティルフーズ監査役 株式会社弘乳舎代表取締役社長 株式会社アルテゴ取締役 Atariya Foods Retail (UK) Limited 監査役 株式会社十徳取締役 株式会社 T B ジャパン取締役 ジャパン・フード&リカー・アライ アンス株式会社監査役 株式会社 TOMON I ゆめ牧舎 代表取締役社長
取締役	松原 淳二	株式会社札幌海鮮丸代表取締役社長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	栗 林 法 正	
監 査 役	廣 内 克 規	株式会社 J F L Aホールディングス 内部監査室長
	丹 治 敏 男	丹治林業株式会社代表取締役

- (注) 1. 取締役齊藤隆光氏及び松原淳二氏は社外取締役であります。
2. 監査役廣内克規氏及び丹治敏男氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役松原淳二氏及び監査役丹治敏男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	16,710千円 (1,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	6,230千円 (1,400)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3)	22,940千円 (2,400)

- (注) 1. 上表には、2019年6月27日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額12,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)と決議いたしております。
4. 監査役の報酬限度額は、2002年6月25日開催の第24回定時株主総会において月額1,200千円以内と決議いたしております。
5. 取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名及び無報酬の社外監査役1名を除いております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 齊藤隆光氏は、株式会社 J F L A ホールディングスの取締役であります。兼職先と当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。
- ・ 松原淳二氏は、株式会社札幌海鮮丸の代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 廣内克規氏は、株式会社 J F L A ホールディングスの内部監査室長であります。兼職先と当社との間で業務資本提携契約書を締結しております。
- ・ 丹治敏男氏は、丹治林業株式会社の代表取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 齊藤 隆光	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に経営者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 松原 淳二	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。 主に飲食業経営者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 廣内 克規	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会11回のうち10回出席いたしました。内部監査室長としての経験と観点から、監査役会において当社の内部監査及び内部統制評価について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 丹治 敏男	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と観点から、取締役会の意思決定の妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称
清明監査法人

- (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (5) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役及び使用人は、社訓・経営理念・社是に基づき、法令、定款及び各種規程並びに社会規範を遵守し、職務を執行する。
 - ロ. 代表取締役社長直属部門として内部監査室を設置し、被監査部門からの独立性を確保し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況や体制が適切であるかを定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - ハ. 監査役は内部監査室との連携を図りつつ、独自の立場で遵守状況や体制が適切であるかを監視し、問題があれば取締役会に報告する。
- ニ. コンプライアンス上疑義のある行為について、使用人等からの通報を受け付ける内部通報制度を設ける。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び文書取扱規程等に基づいて適切に保存及び管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、総務部の協力のもと社内規程を整備し、定期的に見直す。
 - ロ. 取締役は月1回開催される業績検討会議に出席し、月次業績のレビューと改善策に関する経営のリスクマネジメントについて協議を行い、各部門長へ周知する。
 - ハ. リスク情報等については、各部門長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、担当部署にて情報共有、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
- ニ. 損失の危険が現実化した場合、又は、新たに生じたリスクについては、迅速かつ適切な対応をする。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、原則として全ての取締役及び監査役が出席する定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ. 取締役会は、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定、経営上の重要事実等の情報共有、業務執行報告を行うとともに、効率かつ適正に職務執行が行われるための体制の維持・向上を図る。
 - ハ. 各部門においては、職務権限規程及び職務分掌規程に基づいて権限の委譲を行い、責任を明確にすることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の監督については、関係会社管理規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行について定期的に報告する体制を整備するとともに、当社と常に緊密な連携を保ちつつ、効率的に業務が執行できる体制を整備する。
 - ロ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営リスクを把握し、当社と連携して管理体制を構築・運用する。
 - ハ. 子会社の取締役及び使用人についても当社と同様の規程を適用し、それらが実効性のあるものとして運用されている状態を定着させる。
 - ニ. 子会社の内部監査は当社が行い、適正な業務の運営状態を確保する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて合理的な範囲で配置する。監査役が指定する補助すべき事項及び期間中は、当該使用人の人事異動、評価、処分等については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ロ. 監査役は内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた内部監査室の使用人はその指示に関して監査役に報告する。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるように協力する。
 - ロ. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ハ. 監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう、「内部通報者保護規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査役の監査費用は予め予算を計上しておき、職務の執行について生じる費用の前払、緊急又は臨時に支出した費用については、会社に請求することができる。
 - ロ. 監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意する。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は監査役監査規程、監査役監査基準を定め、独立性・中立性を維持し、監査役監査の実効性を確保する。
 - ロ. 監査役（又は監査役会）が取締役、執行役員、内部監査室との間で、定期的に意見交換を行うとともに、内部監査室が行う内部監査等に同席する。
 - ハ. 監査役は法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については会計監査人に意見を求める等、必要な連携を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、内部監査室を中心に財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書及び各種規程を定め、財務報告に係る内部統制システムを整備し、運用状況を評価するための内部統制監査を定期的、継続的に実施する。

⑩ 反社会的勢力の排除に向けた基本方針

- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、反社会的勢力又は反社会的勢力と関わりがあると思われる個人又は企業からの不当な要求に対しては、法令及び社内規程に則り、毅然とした姿勢で組織的に対応し、断固として排除する。
- ロ. 当社の取引先が反社会的勢力と関わりがある個人、企業等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合は、適宜警察及び顧問弁護士等の外部機関と連携し、有事の際の体制を整備・維持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の業務の適正を確保するための内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会に内容を報告しております。確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、適切な内部統制システムの運用に努めております。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、法令遵守体制の点検・強化及び法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで、当社の社会的信頼を維持することを目的として、コンプライアンス規程を定めております。当社の役職員に対して定期的なコンプライアンス研修を実施し、法令遵守に努めております。

② リスク管理体制の強化

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、万が一発生した場合は被害を最小限に食い止め、再発を防止することを目的として「リスクマネジメント規程」を定め、リスクマネジメント会議を定期的の実施しております。あらかじめ想定されるリスクについて、リスク別の対応方法を整備し、危機管理に必要な体制を整備しております。

③ 当社及び子会社における業務の適正の確保

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また内部監査室を中心に金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

④ 取締役の職務執行

取締役会規程にて、取締役会の決議事項及び報告事項を明確に定めるとともに、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会には社外監査役も出席しており、職務執行の監督機能を有しておりますが、さらなる監督機能の強化に努めてまいります。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役の業績検討会議及びその他の重要な会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、効率的な運用についての助言を行っております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	663,844	流 動 負 債	758,322
現金及び預金	360,160	買掛金	167,304
売掛金	162,565	短期借入金	279,911
商品及び製品	14,400	1年内返済予定の長期借入金	1,399
原材料及び貯蔵品	44,431	リース債務	5,965
前払費用	65,857	未払金	172,706
前払金	101	未払費用	8,747
その他	16,328	未払法人税等	19,701
固 定 資 産	2,467,302	未払消費税等	50,610
有 形 固 定 資 産	1,670,836	前受金	19,373
建物	950,950	預り金	20,302
構築物	20,880	資産除去債務	7,000
機械及び装置	535	店舗閉鎖損失引当金	5,300
車両運搬具	30	固 定 負 債	2,354,021
工具、器具及び備品	106,350	長期借入金	2,220,825
土地	573,649	リース債務	7,754
リース資産	8,203	長期未払金	15,638
建設仮勘定	10,236	長期預り金	91,544
無 形 固 定 資 産	156,650	資産除去債務	18,258
借地権	140,000	負 債 合 計	3,112,343
商標権	208	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	586	株主資本	19,559
のれん	5,383	資本金	659,237
リース資産	4,500	資本剰余金	318,786
その他	5,972	資本準備金	318,786
投 資 其 他 の 資 産	639,815	利益剰余金	△958,410
投資有価証券	35,546	その他利益剰余金	△958,410
関係会社株	25,000	繰越利益剰余金	△958,410
出資金	162	自 己 株 式	△53
長期貸付金	11,682	評価・換算差額等	△1,647
長期前払費用	16,774	その他有価証券評価差額金	△1,647
敷金及び保証金	550,400	新株予約権	891
その他	9,221	純 資 産 合 計	18,803
貸倒引当金	△8,971	負 債 純 資 産 合 計	3,131,147
資 産 合 計	3,131,147		

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,628,193
売上原価		1,681,054
売上総利益		2,947,139
販売費及び一般管理費		2,954,510
営業外損失		△7,370
営業外収入		
受取利息	256	
受取配当金	1,091	
不動産賃貸料	175,126	
受取保険金	2,051	
貸倒引当金戻入益	15,327	
その他の	6,031	199,885
営業外費用		
支払利息	60,375	
不動産賃貸原価	135,229	
その他の	14,256	209,861
経常損失		△17,347
特別利益		
固定資産売却益	7,927	
資産除去債務戻入益	1,482	9,409
特別損失		
固定資産除却損	2,173	
店舗閉鎖損	36,834	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	5,300	
減損	44,252	
本社移転費用	327	88,888
税引前当期純損失		△96,825
法人税、住民税及び事業税	7,047	7,047
当期純損失		△103,873

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	616,797	276,346	276,346	△854,537	△854,537	△53	38,552
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）	42,440	42,440	42,440				84,880
当 期 純 損 失（△）				△103,873	△103,873		△103,873
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	42,440	42,440	42,440	△103,873	△103,873	-	△18,993
当 期 末 残 高	659,237	318,786	318,786	△958,410	△958,410	△53	19,559

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,082	△1,082	-	37,470
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）				84,880
当 期 純 損 失（△）				△103,873
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△565	△565	891	325
当 期 変 動 額 合 計	△565	△565	891	△18,667
当 期 末 残 高	△1,647	△1,647	891	18,803

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 商品 売価還元法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ・ 原材料、貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物…………… 15～40年
工具、器具及び備品…… 2～8年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 店舗閉鎖損失引当金 閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- (4) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	345,413千円
土地	573,649
敷金及び保証金	42,946
投資有価証券	27,000
計	989,008

② 担保に係る債務

短期借入金	124,379千円
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	1,939,031
計	2,063,410

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,324,672千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債務 1,261千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引の取引高 97,749千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,633,500株	125,000株	－株	1,758,500株
A種優先株式	100,000株	－株	－株	100,000株

(注) 普通株式の発行済株式の総数の増加は、2019年12月23日を払込期日として発行した新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	79株	－株	－株	79株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、長期貸付金は、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては経理部において定期的な時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金、リース債務及び割賦債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、リース債務及び割賦債務は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	360,160	360,160	—
(2) 売掛金	162,565	162,565	—
(3) 投資有価証券	8,408	8,408	—
(4) 敷金及び保証金	11,398	11,273	△124
(5) 長期貸付金	11,682	11,682	—
(6) 長期未収入金(*1) 貸倒引当金(*2)	8,971 △8,971		
	—	—	—
資産計	554,213	554,088	△124
(1) 買掛金	167,304	167,304	—
(2) 短期借入金	279,911	279,911	—
(3) 1年内返済予定の 長期借入金	1,399	1,399	—
(4) 未払金	172,651	172,651	—
(5) 未払法人税等	19,701	19,701	—
(6) 未払消費税等	50,610	50,610	—
(7) リース債務 (1年内返済予定額を含む)	13,719	13,130	△589
(8) 長期未払金 (1年内返済予定額を含む)	55	54	△1
負債計	705,353	704,763	△590
デリバティブ取引	—	—	—

(*1)長期未収入金は、貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(*2)長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5)長期貸付金

長期貸付金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

(6)長期未収入金

長期未収入金は、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒引当額を算定しているため、時価は貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額と同額であり、当該価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等、(6)未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)リース債務、(8)長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規リース契約及び新規割賦契約を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済予定の割賦債務は長期未払金に含めて記載しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (*1)	27,138
関係会社株式 (*1)	25,000
敷金及び保証金 (*2)	539,002
長期借入金 (*3)	2,220,825
長期未払金 (*4)	15,638

(*1)これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(*2)敷金及び保証金については、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4)敷金及び保証金」には含めておりません。

(*3)長期借入金については、取引金融機関より返済の猶予を受けており、返済時期が未定であるため、時価を把握することが困難と認められることから、時価の開示対象には含めておりません。

(*4)長期未払金については、支払時期が未定であり、時価を把握することが困難と認められるため、「負債(8)長期未払金」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北海道その他の地域において、賃貸用の店舗物件（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
873,664	921,033

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、固定資産税評価額等を基礎に自社で算定した金額によっております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却超過額、税務上の繰越欠損金等であり、全額評価性引当額として控除しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	藤田博章	—	—	当社取締役会長	(被所有)直接12.8	債務被保証	資金借入に対する債務被保証 (注1)	122,099	—	—
役員及びその近親者権を過半数を有している会社等	フジタ産業(株)	北海道市小牧	45,000	燃料の販売	—	商品の購入等	燃料等の購入 (注2)	19,245	未払金	25
							不動産の賃借 (注3)	130	—	—
							その他 (注4)	2,770	未払金 前払費用	1,403 42

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社は金融機関からの資金借入に対して、当社取締役会長藤田博章より保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 燃料等の購入に係る取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
3. 不動産の賃借については、近隣の賃貸借取引の実勢価格に基づき、交渉のうえ決定しております。
4. その他は主に店舗設備の工事及び保守等に係る取引であり、取引条件は、一般の取引条件と同様であります。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 $\Delta 51$ 円23銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) $\Delta 64$ 円23銭
- (注) 1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
- | | |
|--------------|---------------------|
| 当期純損失(△) | $\Delta 103,873$ 千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 2,000千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | $\Delta 105,873$ 千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,648,312株 |

10. 重要な後発事象

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う2020年4月以降の店舗休業等による影響)

新型コロナウイルス感染症の拡大及び2020年4月7日の日本政府による緊急事態宣言及びそれに伴う各自治体の要請等に基づき、店舗の営業自粛や営業時間を短縮しており、売上高の減少の影響を受けております。

各店舗においては、営業自粛や営業時間短縮店舗の売上高及び一部の変動費用が減少している一方で、一部の固定費は発生している状況にあります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の収束の時期や、収束後の消費活動の停滞は不透明であり、翌事業年度以降の財政状態並びに経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性が見込まれるものの、影響額を現時点において合理的に算定することは困難であります。

11. 追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、2021年3月期においては、2020年5月まで政府による緊急事態宣言や、各自治体の要請等に基づく店舗の営業自粛や営業時間短縮等の厳しい制約のもとで収益の大幅な減少が発生するものの、同年6月以降、2021年3月期の一定期間にかけて当該状況が正常化していくと仮定し、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フロー等の会計上の見積りを行っております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人
北海道札幌市

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	北 倉 隆 一	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	今 村 敬	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジタコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社フジタコーポレーション 監査役会

常勤監査役	栗林	法正	㊟
社外監査役	廣内	克規	㊟
社外監査役	丹治	敏男	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の現状に即し、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行通り)
1.~4. (条文省略)	1.~4. (現行通り)
5. 不動産の賃貸並びに管理業	5. 不動産の賃貸及び管理業並びに宅地建物取引業
6.~7. (条文省略)	6.~7. (現行通り)
8. 酒類・煙草・米穀・調味料・加工食品・清涼飲料水及び果汁の販売	8. 酒類・煙草・米穀・調味料・食肉加工品・乳製品類・アイスクリーム・氷菓・加工食品・清涼飲料水・果汁の製造及び販売
(新 設)	9. 農産物、農産加工品の生産、製造及び販売
9. (条文省略)	10. (現行通り)
(新 設)	11. 弁当の製造販売、ケータリングサービス及び宅配サービス業
(新 設)	12. 宅配サービス及び関連する機器・備品等の受注代行業並びにこれに関する仲介業務
10.~14. (条文省略)	13.~17. (現行通り)
(新 設)	18. 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品、建具・家具等の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買
15. スポーツ施設、遊技場の企画、設計及び経営	19. スポーツ施設、カルチャー教室、遊技場の企画、設計、経営及び運営指導
16.~24. (条文省略)	20.~28. (現行通り)
25. 旅館、その他宿泊施設、浴場の経営	29. 旅館、ホテル、その他宿泊施設、浴場の経営
26.~28. (条文省略)	30.~32. (現行通り)
(新 設)	33. <u>コンタクトセンターの企画、設計、構築、運用及びコンサルティング</u>
29. 第1号、第2号、第6号乃至第8号、第10号乃至第13号及び第17号乃至第20号に掲げる取扱商品の通信販売	34. 第1号、第2号、第6号乃至第9号、第13号乃至第16号及び第21号乃至第24号に掲げる取扱商品の通信販売
30. (条文省略)	35. (現行通り)

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼任の状況)	所有する当社の株式の種類及び数
1	ふじ た ひろ あき 藤 田 博 章 (1940年5月25日生)	1964年4月 日本レイヨン株式会社 (現ユニチカ株式会社) 入社 1969年4月 フジタ産業株式会社専務取締役 1978年3月 有限会社ファミリーフーズ設立 代表取締役社長 1988年10月 フジタ産業株式会社代表取締役社長 1990年2月 有限会社ファミリーフーズを株式会社 ファミリーフーズ(現当社)に組織 変更 代表取締役社長 1993年10月 株式会社フジックス設立代表取締役 社長(現任) 2018年3月 北海道I R株式会社代表取締役社長 (現任) 2019年3月 当社取締役会長(現任) (重要な兼任の状況) 株式会社フジックス代表取締役社長 北海道I R株式会社代表取締役社長	普通株式 225,600株
2	えん どう だい すけ 遠 藤 大 輔 (1976年2月22日生)	1998年4月 大阪ヒルトン株式会社入社 2001年9月 株式会社プライム・リンク(現株式会社 アスラポート)入社 2016年2月 株式会社アスラポート・ダイニング(現 JFLAホールディングス)事業開発部 長(現任) 2016年4月 株式会社プライム・リンク(現株式会社 アスラポート)取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役 2017年5月 株式会社スティルフーズ取締役(現任) 2018年6月 株式会社TBジャパン取締役(現任) 2019年3月 当社代表取締役社長(現任) 2019年6月 株式会社BENOIT JAPON代表取締役 社長(現任) (重要な兼任の状況) 株式会社JFLAホールディングス事業開発部長 株式会社アスラポート取締役 株式会社スティルフーズ取締役 株式会社TBジャパン取締役 株式会社BENOIT JAPON代表取締役社長	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び数
3	しみずせいさく 清水清作 (1961年10月9日生)	1988年4月 株式会社藍屋（現株式会社すかいらくホールディングス）入社 1995年12月 当社入社 2001年1月 当社執行役員 管理部長 2001年9月 当社取締役 経理部長 2005年6月 当社常務取締役 2008年8月 当社専務取締役 経理・総務管掌（現任）	普通株式 5,800株
4	さいとうりゅうこう 齊藤隆光 (1973年8月31日生)	2002年1月 国際キャピタル株式会社入社 2008年5月 阪神酒販株式会社入社 2009年1月 レゾナンスダイニング株式会社（現株式会社アスラポート）代表取締役社長 2009年11月 株式会社アスラポート・ダイニング（現株式会社JFLAホールディングス）管理本部長 2015年6月 株式会社ドリームコーポレーション（現株式会社アルテゴ）取締役 茨城乳業株式会社監査役（現任） 2015年7月 T&S Enterprises (London) Limited 監査役（現任） S.K.Y. Enterprise UK Limited 監査役（現任） 2016年3月 レゾナンスダイニング株式会社（現株式会社アスラポート）代表取締役会長 株式会社小僧寿し 監査役（現任） 2016年6月 株式会社弘乳舎取締役 九州乳業株式会社取締役（現任） 株式会社フルッタフルッタ取締役 株式会社アスラポート・ダイニング（現株式会社JFLAホールディングス）取締役（現任） 2017年3月 Atariya S.K.Y. GmbH 監査役（現任） Sushi Bar Atari-Ya Limited 監査役（現任） Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役（現任） Atariya Horeca B.V. 監査役（現任） 2017年4月 Atariya Foods Limited 監査役（現任） 株式会社スティルフーズ 監査役（現任） 2017年6月 株式会社弘乳舎代表取締役社長（現任） 2017年8月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント（現株式会社アルテゴ）取締役（現任） 2017年9月 Atariya Foods Retail (UK) Limited 監査役（現任） 2018年5月 株式会社十徳取締役（現任） 2018年6月 株式会社TBジャパン取締役（現任） 2018年8月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 監査役（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び数
4	さいとう りゅうこう 齊藤 隆光 (1973年8月31日生)	2018年12月 株式会社TOMON I ゆめ牧舎代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社JFLAホールディングス取締役 茨城乳業株式会社監査役 T&S Enterprises(London) Limited監査役 S.K.Y. Enterprise UK Limited監査役 株式会社小僧寿し監査役 九州乳業株式会社取締役 Atariya S.K.Y. GmbH監査役 Sushi Bar Atari-Ya Limited監査役 Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役 Atariya Horeca B.V. 監査役 Atariya Foods Limited監査役 株式会社スティルフーズ監査役 株式会社弘乳舎代表取締役社長 株式会社アルテゴ取締役 Atariya Foods Retail (UK) Limited監査役 株式会社十徳取締役 株式会社TBジャパン取締役 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社監査役 株式会社TOMON I ゆめ牧舎代表取締役社長	一株
5	まつばら じゅんじ 松原 淳二 (1954年2月8日生)	1977年4月 株式会社小僧寿し北海道本部入社 1982年10月 有限会社小僧ホービス設立代表取締役社長 1996年2月 株式会社札幌海鮮丸設立代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社札幌海鮮丸代表取締役社長	一株

- (注) 1. 齊藤隆光氏は株式会社JFLAホールディングスの取締役であり、当社は同社との間で業務資本提携契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齊藤隆光氏及び松原淳二氏は社外取締役候補者であります。
3. 齊藤隆光氏及び松原淳二氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
4. 当社は、齊藤隆光氏及び松原淳二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 松原淳二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役丹治敏男氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の種類及び数
きのした ゆうじ 木下雄次 (1962年11月16日生)	1985年4月 キリン・シーグラム株式会社(現キリンデイスティラリー株式会社)入社 1996年9月 丸政商事株式会社専務取締役 1999年5月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 丸政商事株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1. 木下雄次氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 社外監査役候補者木下雄次氏は、当社取締役会長藤田博章氏の三親等以内の親族であります。
3. 木下雄次氏は丸政商事株式会社の代表取締役社長であり、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 木下雄次氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かして、客観性や中立性を重視した業務監査が期待できるためであります。
5. 当社は、木下雄次氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月27日開催の第41回定時株主総会において補欠監査役に選任された菊池廣之氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 (生 年 月 日)	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式の 種類及び数
きく 菊 池 廣 之 (1942年3月6日生)	1964年4月 野村證券株式会社入社 1972年7月 極東証券株式会社入社 1972年11月 同社代表取締役副社長 1979年12月 同社代表取締役社長 2012年4月 同社代表取締役会長（現任） 2013年6月 極東プロパティ株式会社代表取締役 社長（現任） （重要な兼職の状況） 極東証券株式会社代表取締役会長 極東プロパティ株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 菊池廣之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 菊池廣之氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と見識を生かして、客観性や中立性を重視した業務監査が期待できるためであります。
 4. 当社は、菊池廣之氏が監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以 上

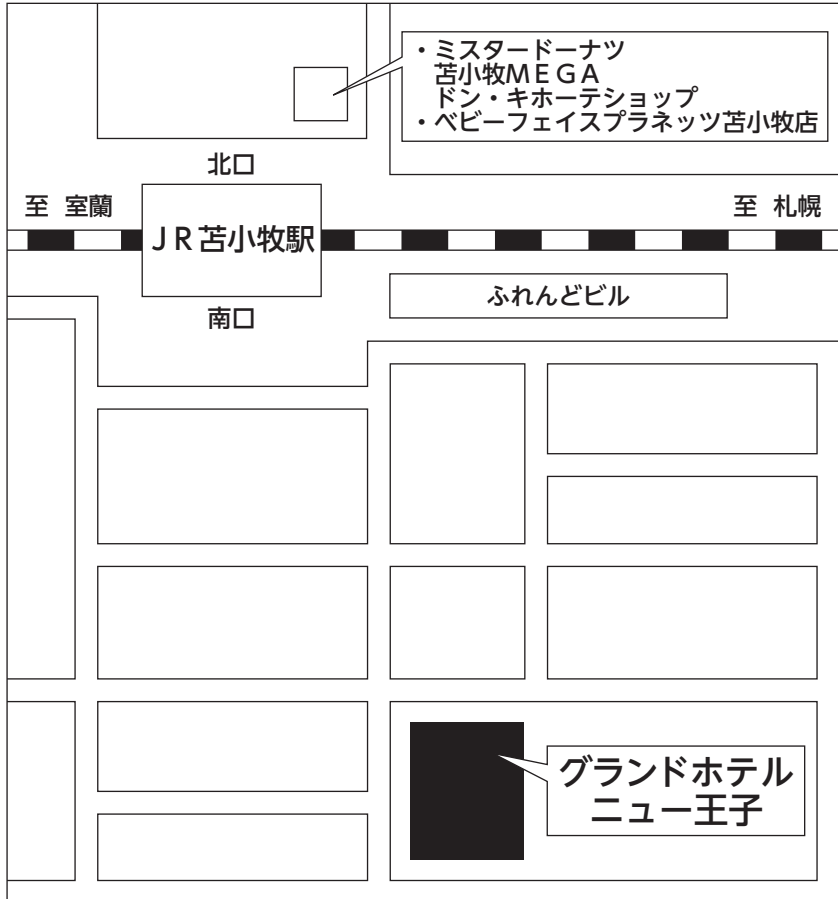
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

場 所 : 北海道苫小牧市表町四丁目3番1号
グランドホテルニュー王子 2階 若草の間
TEL 0144-31-3111

最寄駅 : JR 苫小牧駅下車 南口より徒歩5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。